

12月3日～9日は障がい者週間です。



障がい者週間とは

障がい者週間は、「国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として設定された週間です。昨年4月には、障がい者差別解消法が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も互いに認め合い、共に暮らせる社会をめざすことを目的としています。

障がい者週間を機会に、だれもが充実した暮らしができる地域づくりについて一緒に考えていきましょう。

障がい者差別解消法について ～まず知ることから始めましょう～

障がい者差別解消法（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律）には、障がいのある方への「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」等を定め、国・都道府県・市町村や、会社やお店などの事業者に対して、必要な対応を求めています。

○出雲市では、障がい者差別解消法についての「出前講座」を実施しています。
「出前講座」に関するおたずね・申込み 福祉推進課 ☎21-6959、FAX21-6598

第20回

はあとピアいずも

出雲市福祉芸術文化祭

開催!

障がいのある方が絵画や手芸などの作品を展示、また、さまざまな文化創造活動を発表し、地域の皆さんと触れ合う場です。ぜひおこください。

- とき **12月9日(土)・10日(日)**
- ところ **大社文化プレイス うらら館**
- 入場料 **映画も含めて無料**
- おたずね **はあとピアいずも実行委員会事務局**
(サン・アビリティーズいずも内) ☎24-2040

- *ひだまりコンサート(音楽祭) 9日のみ 13時～15時
- *はあとギャラリー(作品展) 9日 10時～17時、10日 10時～16時
- *バリアフリー名作映画上映会 10日のみ 12時30分～
「我等の生涯の最良の年」(上映時間 約3時間20分(途中休憩10分間有))
- *盲導犬ふれあいサロン 9日のみ 10時ごろ～
- *屋台、その他の販売もあります。

障がい者相談支援事業所(出雲市委託)

事業所名	所在地	電話番号
ハートピア出雲	武志町693-4	23-2720
ふあっと	武志町693-1	25-0130
さざなみ学園	神西沖町2534-2	43-2252
光風園	湖陵町大池240-1	43-2101
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575
かのん	神西沖町2476-1(ふたば内)	25-8811
プレーゲ	灘分町613 (総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977
太陽の里	斐川町名島90	72-9125
そうゆう相談センター斐川	斐川町学頭1625-27	72-7085

障がい者の相談窓口

障がいのある方の日常の生活や、日中の過ごし方についての困りごとは、相談支援事業所等へ相談することで、さまざまな福祉サービスに結び付けることができます。相談支援事業所は、必要に応じ関係機関と連携をとり、支援を行っています。

福祉推進課や各支所福祉担当課、または、左の相談支援事業所にご相談ください。

おたずね/福祉推進課 ☎21-6959



小学校英語の教科化等について

小・中学校で指導する教育課程や学習内容が示されている「学習指導要領」の改訂が3月に公示されました。小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から、新学習指導要領が示す教育内容を実施することとなります。

改訂の大きな柱の一つに、外国語（英語）教育の充実が挙げられています。小学校第5・6学年では、現在実施されている外国語活動が国語・算数などと同様な教科（外国語科）となります。また、第3・4学年には外国語活動が新たに導入されることとなりました。

市では、この改訂に向けて調査研究組織を立ち上げて、検討を重ねてきました。

また、本年4月から乙立小学校・稗原小学校を、10月から朝山小学校をモデル校として指定するとともに、南中学校を連携支援校に指定し、中学校区での外国語（英語）教育の充実に向けた先進的な取組を行っています。

10月3日には、乙立小学校および稗原小学校において、第3・4学年での外国語活動の授業公開を行いました。また、同日に文部科学省の直山木綿子教科調査官を招いて、市内の教職員を対象とした研修会も実施しました。

市では、今後も児童が英語に慣れ親しみながらコミュニケーション能力を養っていきけるよう、新学習指導要領への円滑な移行に向けて取り組んでいきます。



稗原小学校授業公開の様子

おたすね / 学校教育課 ☎ 61996

自治会役員の感謝状贈呈式を行いました。

10月31日、市役所で、自治会役員の感謝状贈呈式を行いました。これは、永きにわたり、自治振興に寄与された自治協会長等や町内会長等の退任の際に、その功労に対して市長から感謝状を贈呈するものです。

今年度は、自治協会長等を通算5年以上務めた者として7名、単位町内会（自治会）長等を連続10年以上務めた者として5名、計12名に市長から感謝状を贈りました。



被贈呈者の皆さん

◇被贈呈者一覧（敬称略）

元 経 歴	氏 名
高浜地区自治協会会長	内藤 春夫
神西自治協会会長	野津 邦男
平田地区自治協会会長	村田 實
佐田自治協会会長	伊藤 國昭
鶴鷺地区自治協会会長	田中 積夫
荘原地区自治協会会長	竹田 勲
久木地区自治協会会長	遠藤 泰夫
朝倉連合町内会会長(天津地区)	藤井 雄康
高西北連合町内会会長(塩冶地区)	奥井眞喜雄
北天神連合町内会会長(塩冶地区)	勝部 明悟
高松自治協会会長ほか	瀬島 忠夫
中町町内会会長ほか(杵築地区)	高橋 勇

おたすね / 自治振興課 ☎ 6619